

尖閣諸島をはじめ我が国領土領海を守るための意見書

現在、尖閣諸島海域では、おびただしい中国漁船による領海侵犯と違法操業が繰り返されている。本年九月七日、中国漁船の不法衝突事件は、中国漁船船長を処分保留のまま釈放する結果となった。このままでは、尖閣諸島海域での中国漁船の違法操業が常態化し、我が国の主権が奪われることは明らかである。

ここに改めて、尖閣諸島をはじめ我が国の領土領海を守り抜くため、下記の措置を講じることを強く要望する。

- 一、尖閣諸島に関し早急に諸般の現地調査を行うと共に、船舶の安全航行と漁民の安全操業の為、灯台の設置及び避難港の整備などに取り組みこと。
- 二、現在、外国漁船による悪質な違法操業が繰り返され、日本の漁場が奪われている。その対策のため関係省庁による警備体制を強化し、直ちに拿捕を可能とする関係法令の整備をはかること。
- 三、現在、自衛隊には、平時において領土領海を守るべき法的根拠が無いため、すみやかに領域警備のための法制度を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十二月十七日

鳴門市議会